

令和4年9月14日

【件名】

介護保険料及び介護給付費高額介護サービス費等に係る算定誤りについて

【内容】

魚沼市の介護保険料及び介護給付費高額介護サービス費等に係る事務処理におきまして、賦課決定事務及び算定事務に3例の誤り事案が判明しました。

対象となる皆様に多大なるご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫びするとともに、今後は再発防止に取り組んでまいります。

1 介護保険料賦課決定誤りについて

(1) 事案の概要

平成26年の介護保険法改正で新設され、平成27年4月施行となった介護保険法第200条の2の規定には、平成27年度以降の第1号被保険者の保険料について、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して「2年を経過した日」以後において賦課決定することができないと規定されています。この規定の「2年」を「2年度」と誤って事務処理し、賦課決定ができない期間に保険料変更等の賦課決定を行っていたことが判明しました。

(2) 対象期間

平成28年度～令和3年度処理分

(3) 対象者及び金額

誤って増額した方 51人 913,136円（増額賦課）

誤って還付した方 13人 261,024円（減額賦課）

(4) 今後の市の対応

増額賦課者には、職権で賦課取消をし、遡って還付を行います。減額賦課者については、賦課決定ができる期間を過ぎていること、また、本人が不利益を被る可能性があるため、賦課取消は行わないこととしました。

2 介護給付費高額介護サービスの過少支給について

(1) 事案の概要

介護保険には、介護保険サービスを利用したひと月に支払った利用者自己負担額の合計が一定の上限額を超えたときに、その超えた分を支給する制度（高額介護サービス費）があります。

この度、その算定において、公費負担医療（難病患者に対する特定医療費支給等）

対象者の自己負担額の算定にシステム上の誤りがあり、高額介護サービス費を過少支給していたことが判明しました。

(2) 対象期間

平成27年1月分～令和4年7月分

(3) 対象者及び金額

本来支給すべき方 5人 126,102円

(4) 今後の市の対応

対象者に追加支給の手続を行います。

3 高額介護予防・日常生活支援総合事業サービス費等の算定作業漏れについて

(1) 事案の概要

平成31年4月に上記事業の事務所管係を変更した際に、事務引継が適切に行われなかったことから、作業漏れが生じ、それ以降算定がされていなかったことが判明しました。

(2) 対象期間

平成31年2月分～令和4年3月分

(3) 対象者及び金額

・ 高額介護予防・日常生活支援総合事業サービス費

本来支給すべき方 7人 30,024円

・ 高額医療・高額介護合算療養費制度

本来支給すべき方 8人 55,947円

(4) 今後の市の対応

対象者に追加支給の手続を行います。

◎ その他

対象となる方々に対し、直接訪問を行いお詫びすると共に、速やかに追加支給等を行います。

今後は、再発防止に向けて、法令の正しい解釈と事務処理の適正執行を徹底するよう、担当職員の資質向上と管理職員によるチェック体制を強化し、適正な事務処理の実施に万全を期してまいります。

〈市内で還付金詐欺の予兆電話が発生しています！〉

市内で還付金詐欺と思われる電話が頻繁にかかっています。

市役所や農協から『介護保険料の過払いの還付』と称してATMに誘導するような電話をすることは一切ありません。それは確実に『詐欺』です。

それらの電話がかかってきたら、すぐに電話を切り、警察に連絡してください。

【添付資料】

—

<お問合せ先>

魚沼市市民福祉部介護福祉課

課長 茂野

電 話 025-792-9755

F A X 025-792-5600